

資料6

公認会計士試験合格後の質の確保・維持



平成22年2月19日
日本公認会計士協会

公認会計士試験合格後の質の確保・維持の取組み

公認会計士試験合格

実務経験(資格取得要件)

実務
補習

業務補助
又は
実務従事

修了
考査

公認会計士登録

継続的専門研修

品質管理レビュー

上場会社監査事務所登録制度

自主規制による制裁

行政による業務上の制裁

自主規制

1. 実務補習・修了考査

- ① 公認会計士試験合格者に対して、公認会計士となるのに必要な技能を修習させるために行う。
- ② 実務補習の修了は修了考査によって確認される。

2. 継続的専門研修

公認会計士の資質の向上を図るため、及び公認会計士が環境の変化に対応するための支援を目的として、会員に所定単位の履修とその報告を義務として課し、監査業務その他の公認会計士業務に関する事項及び職業倫理及び公認会計士制度に関する事項の研修を行う。

3. 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度

- ① 監査業務の公共性に鑑み、会員の監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、もって監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、大会社等の監査を遂行する主体としての公認会計士又は監査法人が行う監査の品質管理状況をレビューし、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告し、その改善状況の報告を受ける。
- ② 社会的に影響の大きい上場会社と監査契約を締結している公認会計士又は監査法人に「上場会社監査事務所部会」への登録を義務付け、登録監査事務所はその事務所概要、品質管理の状況をJICPAのWebサイト上で開示し、縦覧に供する。

4. 自主規制による制裁

- ① JICPAの会則に基づき、会の規律維持の観点からの制裁(懲戒)を行う。

実務補習／修了考査

実務補習

(実施母体)

実務補習機関：一般財団法人会計教育研修機構

＝日本公認会計士協会が中心となり、経済界、学界等の協力を得て、昨年7月に創設された財団

(2010年1月末)

実務補習所	第3学年	第2学年	第1学年	合計
東京実務補習所	1,626	1,969	1,334	4,929
札幌支所	16	24	15	55
仙台支所	17	30	20	67
長野支所	9	7	4	20
新潟支所	3	11	5	19
静岡支所	22	19	15	56
金沢支所	6	12	8	26
広島支所	11	32	17	60
高松支所	9	11	9	29
東海実務補習所	108	149	116	373
近畿実務補習所	475	470	350	1,295
九州実務補習所	54	69	42	165
合計	2,356	2,803	1,935	7,094

- 実務補習は、修業年限を原則3年※とし、主に平日の夜間3時間(18時から)と土曜日の昼間9時間に講義等を実施している。
- 平成21年度から、企業勤務者の通所に配慮し、19時に開始する平日夜間3時間のグループを新設した。

※ 業務補助(又は実務従事)の期間が2年以上ある者については、所定の手続を経て修業年限を短縮することができる。

(実務補習の内容)

会計に関する理論及び実務 / 監査に関する理論及び実務 / 経営に関する理論及び実務

税に関する理論及び実務 / コンピュータに関する理論及び実務 / 公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理

その他必要と認める事項

なお、実務補習規則(内閣府令)第2条第2項により、上記に掲げる事項については、国際的な動向に十分配慮して実施するものとされている。

(実務補習科目)

科目	内容	コマ数	科目	内容	コマ数	科目	内容	コマ数
監査	1. 監査制度総論	3	会計	1. 開示制度	3	税務	1. 税務通論	2
	2. 監査手続総論	2		2. 財務諸表等規則	5		2. 法人税の実務	14
	3. 監査手続各論	20		3. 業務フロー	5		3. 所得税の実務	2
	4. 監査結果の要約	2		4. 英文財務諸表	3		4. 相続税の実務	1
	5. 連結	2		5. 非営利会計	4		5. その他の税法	5
	6. 国際監査基準	1		6. 個別テーマ	4		6. 国際税務	2
	7. その他の監査	4						
経営・情報システム	1. リスクマネジメントと内部統制	9	法規その他	1. 金融商品取引法	1	特別講義	特別講義	
	2. 企業分析	5		2. 公認会計士法	1		協会動向	1
	3. 企業評価の実務	2		3. 職業倫理	3		所長講話	1
	4. 企業におけるIT利用	8		4. その他(事例研究他)	9		その他	2
				5. ディスカッション	5			

(修業年限3年間の予定)

	区 分	回 数	単 位	出席単位
第1学年 (全体の約70%)	講義	65	3	195
	eラーニング	12	3	36
	ディスカッション	3	3	9
	ゼミナール	3	3	9
	宿泊研修	2	12	24
	合計単位			273
	考查	7	—	—
課題研究	3	—	—	
第2学年 (全体の約20%)	講義	20	3	60
	eラーニング	3	3	9
	ゼミナール	2	3	6
	合計単位			75
	考查	2	—	—
	課題研究	2	—	—
第3学年 (全体の約10%)	講義	10	3	30
	eラーニング	3	3	9
	合計単位			39
	考查	1	—	—
	課題研究	1	—	—

(実務補習修了の要件)

講義	3年間を通じて270単位以上の出席単位を取得すること
考查	10回の考查をすべて受け、各考查4単位以上、合計60単位以上の取得すること
課題研究	6テーマ分の課題研究(論文)を行い、各テーマ4単位以上、合計36単位以上を取得すること

加えて、

日本公認会計士協会が行う「修了考查」に合格すること

(入所料及び補習料)

入所料	15,000円
補習料	168,000円
合計	183,000円

修 了 考 査

科 目	考査時間	問題数	配点
会計に関する理論及び実務	3時間	大問2問	300点
監査に関する理論及び実務	3時間	大問2問	300点
税に関する理論及び実務	3時間	大問2問	300点
経営に関する理論及び実務(コンピュータに関する理論を含む。)	2時間	大問2問	200点
公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理	1時間	大問2問	100点

- 日本公認会計士協会が実施
- 修了考査運営委員会＝委員10名以内。ただし、1名は協会会員以外の学識経験者
- 1科目6名以内の出題委員を置き、修了考査の問題作成・調整及び採点に当たる。
- 修了考査は毎年1回原則として12月に2日間の日程で行われる。
- 東京都、愛知県、大阪府及び福岡県において実施する。
- 合格基準は、総点数の60%を基準として、運営委員会が相当と認めた得点比率とする。ただし、満点の40%に満たない科目が1科目でもある者は不合格とすることができる。

修了考査	受験願書提出者	合格者	合格率
平成18年	1,212	827	68.2%
平成19年	1,716	1,186	69.1%
平成20年	1,883	1,323	70.3%
平成21年	2,221		

継続的専門研修制度(CPE制度:公認会計士の生涯教育)

制度の概要

法28条: 公認会計士は内閣府令で定めるところにより、日本公認会計士協会の行う資質の向上を図るための研修を行うものとする(平成15年改正法により)。

JICPA: 「公認会計士の資質の向上を図るため」及び「公認会計士が環境の変化に対応するための支援」を目的とした、自主規制による継続的専門研修制度を創設

平成10年4月に自発的参加方式として開始し、平成14年4月から義務化

義務の内容

○ 研修を受け、所定の単位数(1事業年度40単位※)以上を履修すること

※ 平成21年度から、連続する3事業年度合計120単位以上(但し、1事業年度20単位以上)に変更

必須単位: 職業倫理に関する研修科目 = 2単位

監査の品質に関する研修科目 = 6単位(法定監査従事者に限る。)

○ 履修結果をJICPAに報告すること

軽減・免除

【免除】 1事業年度を通じて、公認会計士業務※を行わない場合、又は行わないと見込まれる場合

【軽減】 公認会計士業務※を行わない期間が1事業年度の相当の部分に及ぶ場合、又は及ぶと見込まれる場合

【免除・軽減の事由】

一般企業に勤務、国又は地方公共団体に勤務、議会の議員、海外在住、病気療養、育児など

※ 名刺、封筒、看板などに公認会計士の肩書きを使用している場合は、公認会計士業務を行っているものとみなす。

研修の方法

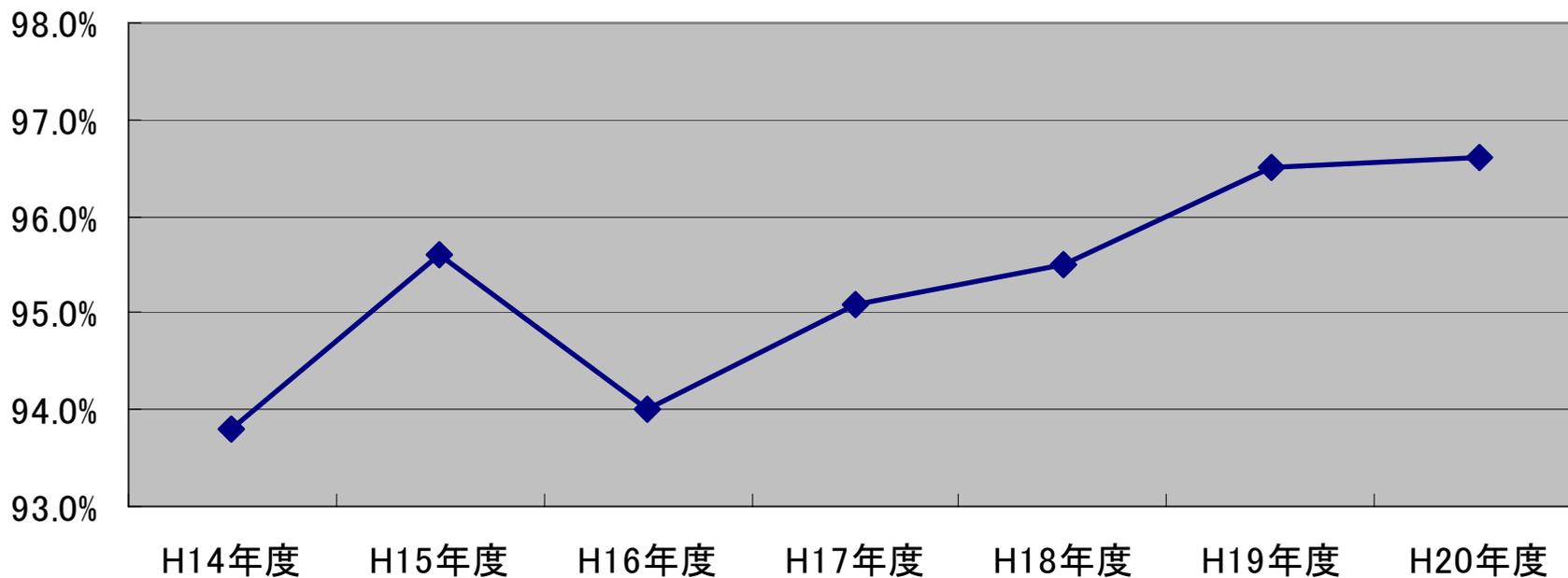
集合研修(e-ラーニング、CD-ROM教材視聴を含む。) / 自己学習 / 著書等執筆 / 研修会等講師

研修の内容

- 監査業務その他の公認会計士業務に関する事項
- 職業倫理及び公認会計士制度に関する事項

実績

CPE義務達成率の推移(義務化以後)



研修方法別履修単位取得状況(平成20年度)

研修の方法	履修単位取得割合
1. 集合研修	76.3%
○ 本部主催研修	5.7%
○ 支部主催研修	4.0%
○ 監査法人等会員事務所主催研修	66.6%
2. 集合研修(e-ラーニング、CD-ROM)	6.5%
3. 集合研修(他団体主催研修認定)	3.7%
4. 自己学習-CPE指定記事	5.3%
5. 自己学習-委員会出席	1.0%
6. 自己学習-専門書読書他	1.6%
7. 著書執筆-委員会答申	0.1%
8. 著書執筆-単行本・雑誌寄稿	0.2%
9. 研修会講師等	5.2%

集合研修-実施主体別・分野別-(平成20年度)

分野	本部	地域会	監査法人等 会員事務所
倫理	14回	30回	851回
会計	5回	8回	2,101回
監査	13回	34回	4,627回
税務	7回	17回	829回
コンサルティング	3回	24回	900回
非営利	6回	27回	268回
業種別	—	5回	270回
その他の能力開発	1回	15回	76回
スキル	—	9回	1,036回

CPEカリキュラム(平成21年度版―抜粋―)

倫理	10 職業倫理	税務	40 総論	業種別	70 銀行等金融機関
	11 協会活動等への参加		41 法人課税 01 法人税 … 07 連結納税		01 金融機関の業務全般 02 金融機関の情報システム … 04 デリバティブ等の金融商品
会計	20 総論	コンサルティング	42 個人課税 01 所得税 …	その他の能力開発	71 証券業 72 その他の金融業 74 製造業 75 サービス業
	21 財務会計 01 会計に関する規則と開示 02 勘定科目別実務 03 国際財務報告基準(IFRS) 04 国別会計基準 05 特殊会計 06 非営利会計		43 その他の税		81 技能基礎 01 統計学 02 公認会計士業務関連法令 03 経営学 04 経済学
	22 管理会計		50 総論		
	23 資金会計		51 企業一般		
	24 会計の実証研究		52 個人		
	25 中小会社の会計		53 環境・CSR		
			54 リスクマネジメント		
			60 非営利(公・国家)		
			61 非営利(公・地方)		
			62 非営利(私) 01 学校法人 02 一般財団／公益財団 …		
監査	30 総論	非営利	63 非営利(独立法人)	スキル	91 IT技術基礎 … 03 リスク分析と情報セキュリティ
	31 監査業務 01 監査の品質管理 02 監査計画 03 リスク評価 04 実証手続 … 91 監査事例研究		64 諸外国の公会計		92 IT技術発展 01 ITによる内部統制 … 07 電子開示
	32 監査以外の保証業務		65 国際公会計基準(IPSAS)		94 語学スキル 95 人的スキル

品質管理レビュー制度(平成20年度品質管理レビュー実施結果)

1. 通常の品質管理レビュー

	当年度実施対象事務所	レビュー報告書交付事務所数	当年度未了事務所数
上場会社監査事務所	100	98	2
非上場会社監査事務所	20	20	0
合計	120	118	2

(内訳)	当年度実施	報告書交付	当年度未了
監査法人	65	64	1
公認会計士	55	54	1
合計	120	118	2

(内訳)	限定事項のない結論	否定的結論	限定事項付き結論
上場会社監査事務所	74	—	24
非上場会社監査事務所	7	—	13
合計	81		37

- リスク・アプローチに基づく監査の実施に関する事項…21
- 監査業務に係る審査に関する事項…9
- 会計上の見積りの監査に関する事項…9

2. 品質管理レビューのフォローアップ・レビュー(上場会社)

	フォローアップ・レビュー			再フォローアップ・レビュー		
	実施対象	報告書交付	未了	実施対象	報告書交付	未了
監査法人	41	41	0	10	10	—
公認会計士	27	27	0	4	4	—
合計	68	68	0	14	14	—

(内訳)	改善の不十分な事項のない結論	改善の不十分な事項のある結論
監査法人	33	8
公認会計士	15	12
合計	48	20

(内訳)	改善の不十分な事項のない結論	改善の不十分な事項のある結論
監査法人	8	2
公認会計士	2	2
合計	10	4

上場部会監査事務所登録制度

1. 上場会社監査事務所の登録状況

上場会社監査事務所登録制度		平成21年5月14日 現在の事務所数	増 加	減 少	平成21年9月30日 現在の事務所数	監査法人	公認会計士
上場会社との監査契約 がある事務所	上場会社監査事務所	181	1	36	146	117	29
	未登録監査事務所	—	1	1	—	—	—
	本登録審査中事務所	27	21	8	40	18	22
	計	208	23	45	186	135	51
上場会社との監査契約 がない事務所	準登録事務所	15	6	5	16	9	7

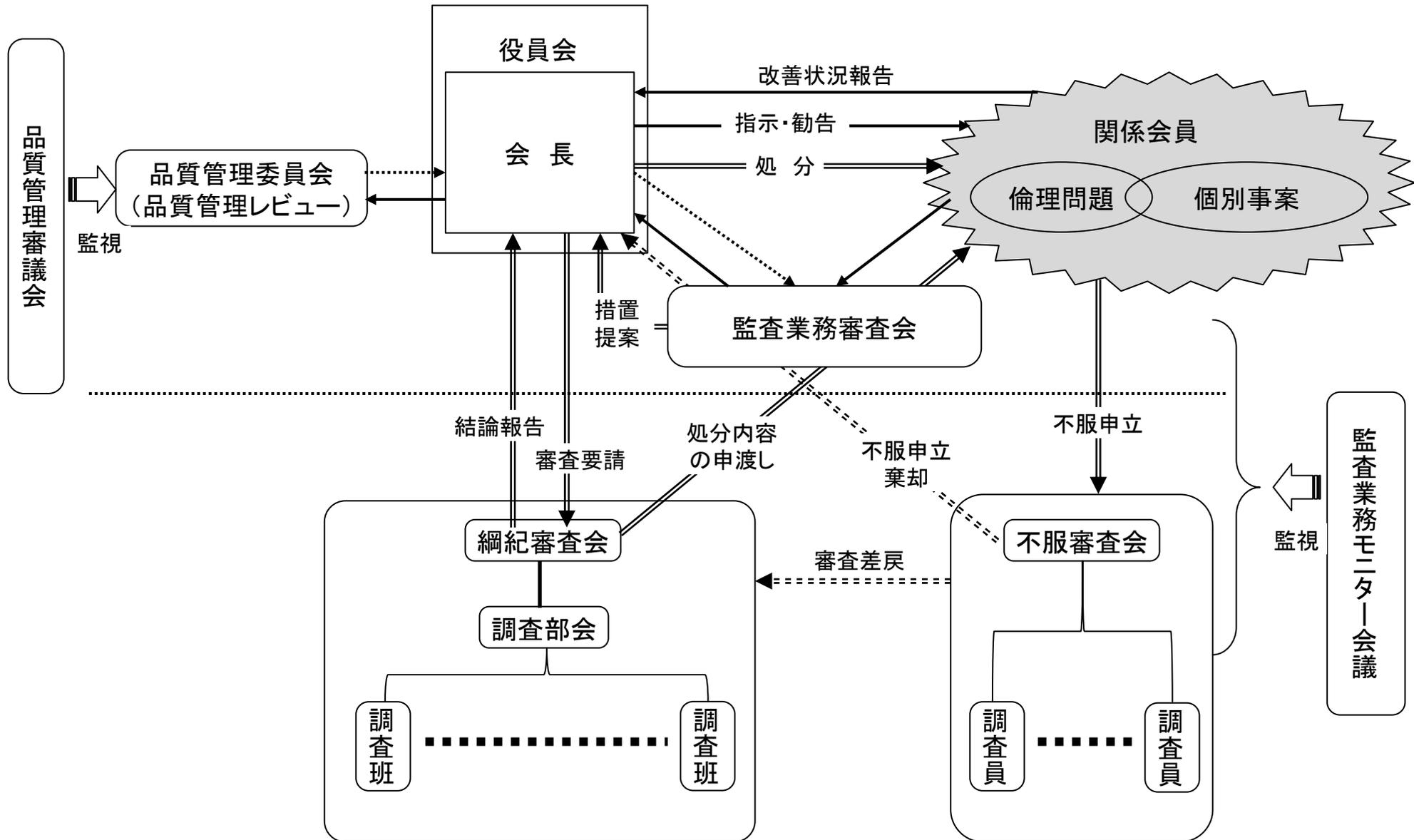
- 上場会社監査事務所 = ・ 上場会社と監査契約を締結している監査事務所で、JICPA会則に基づいて上場会社監査事務所名簿に登録を認められた監査事務所
- 未登録事務所 = ・ 上場会社と監査契約を締結しているにもかかわらず、上場会社監査事務所部会への登録を申請していない監査事務所
- ・ 登録申請したが、登録を認められなかった監査事務所
 - ・ 登録監査事務所であったが、品質管理レビューの結果、JICPA会則規定により登録の取消しの措置を講じられた監査事務所
 - ・ 業務の全部停止又は解散命令を受け、JICPA会則規定により上場会社監査事務所部会の登録の取消しを受けた監査法人
 - ・ 公認会計士の登録抹消又は業務停止を受け、JICPA会則規定により上場会社監査事務所部会の登録の取消しを受けた公認会計士
- 本登録審査中事務所 = ・ 新規に上場会社等と監査契約を締結し、上場会社監査事務所部会に登録を申請している監査事務所で、上場会社の監査業務に関する品質管理レビューが完了しておらず、登録審査が終了していないため、上場会社監査事務所名簿に登録するまでの間、登録審査中の事務所として準登録事務所名簿に登録されている監査事務所
- 準登録事務所 = ・ 現在は上場会社との監査契約はないが、今後上場会社との監査契約を締結する意向のある監査事務所

2. 上場会社監査事務所登録制度上の措置について

平成20年度の品質管理レビューの結果に基づき、平成21年5月14日までに講じた措置は次のとおり。

措置の種類	監査法人	公認会計士	計
措置なし	88	37	125
措置あり	20	20	40
四号措置(登録の取消し及び開示)	(-)	(-)	(-)
三号措置(限定事項等の概要の開示)	(2)	(3)	(5)
二号措置(継続的専門研修の履修指示)	(-)	(-)	(-)
一号措置(注意)	(18)	(17)	(35)
平成20年度レビュー対象外	12	4	16
合計	120	61	181

自主規制による制裁



懲戒事由

- 会員及び準会員が法令によって処分を受けたとき。
- 会員及び準会員が監査業務その他の業務につき公認会計士又は会計士補の信用を傷つけるような行為をしたとき。
- 会員が財務書類の監査業務において、故意若しくは過失により虚偽証明を行ったとき、又は十分かつ適切な証拠を入手せず合理的な基礎を得ないまま意見表明をしたとき。
- 会員及び準会員が協会からの報告徴収若しくは質問に応じないとき、又は勧告若しくは指示に従わないとき。
- 会員及び準会員が、1年以上会費を滞納したとき。
- 会員がCPE義務不履行者として氏名公表等の措置を受けてもなお、改善がみられないとき。
- 会員及び準会員が変更の登録を申請せず、又は協会への届出事項の届出を行わないとき。
- 前各号のほか、会員及び準会員が会則及び規則に違反したとき。

懲戒の方法

- 戒告
- 会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止(会員権停止)
- 除名(ただし、任意入会の準会員のみ適用)
- 本会からの退会の勧告(会員権停止を併科)
- 金融庁長官の行う登録の抹消又は監査法人に対する解散命令その他の懲戒処分の請求(戒告、会員権停止、除名及び退会勧告を行う場合に付加)

いづれも、公認会計士法で公認会計士に認められている権利を制限するものではない。

各機関の役割

監査業務審査会 委員15名以内	=	<ul style="list-style-type: none">・ 会員の監査実施状況及び監査意見の妥当性について調査し、必要と認めたときは会員に勧告又は指示することを会長に意見具申すること・ 会員及び準会員の倫理に関わる案件について調査し、必要と認めたときは会員に勧告又は指示することを会長に意見具申すること・ 上記について、綱紀審査会に事案の審査を要請する必要があると認めたときは綱紀審査会への審査要請を会長に意見具申すること
監査業務審査と品質管理レビューとの連携	=	<ul style="list-style-type: none">・ 品質管理レビューを通じて監査意見の妥当性に重大な疑念が生じた場合又は会則・規則への準拠性に重大な疑念が生じた場合には、その旨を会長に報告し、会長は勧告又は指示のほか適切な措置を講ずる。・ 監査業務審査会は、調査案件に関し監査の品質管理体制に重大な問題があると認められる事項を発見したときは、その旨を会長に報告し、会長は品質管理委員会に特別レビューの実施を指示する。
綱紀審査会 委員7名(うち外部2名以上) 調査員40名	=	<ul style="list-style-type: none">・ 会長から審査要請があった事案に係る会員及び準会員に係る法令、会則及び規則違反事実の有無を調査・審議し、その処分の内容を決定し、関係会員に申し渡すとともに会長に報告すること
不服審査会 委員5名(うち外部2名)	=	<ul style="list-style-type: none">・ 綱紀審査会から処分内容を申し渡された関係会員からの不服申立てを審査すること・ 関係会員からの不服申立てに正当性があるときは、綱紀審査会に事案を差し戻し、正当性が認められないときは不服申立てを棄却する旨を会長に報告すること
監査業務モニター会議 委員6名(うち外部5名)	=	<ul style="list-style-type: none">・ 監査業務審査会、綱紀審査会、不服審査会からの報告を受けて、協会の綱紀事案処理及び監査業務の審査が適切に行われているどうかを検討、評価し、その結果を各機関に提言すること及び各機関が取り扱った事案の概要の公表を会長に提言すること